

川口市立元郷小学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年4月
川口市立元郷小学校

目次

はじめに	1
第1 元郷小学校基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
（2）いじめ対応教員の任命	3
（3）本校におけるいじめの防止等に関する措置	4
2 重大事態への対処	8
（1）重大事態への対処の流れ	8
（2）川口市教育委員会又は本校による調査	9
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	13
＜資料＞ いじめ防止年間計画	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

本校は、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であり、決して許される行為ではないという基本姿勢のもと、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、またどの子供も被害者にも加害者にもなり得るという認識に立ち、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

川口市立元郷小学校元郷小学校基本方針（以下「元郷小学校基本方針」という。）は、これらの取組みを更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持するという目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものです。

第 1 元郷小学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第 13 条（学校元郷小学校基本方針）

第 13 条 学校は、元郷小学校基本方針又は地方元郷小学校基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めました。

元郷小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載しています。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組みの検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めます。

更に、取組みの実効性を高めるため、元郷小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているか否かを点検し、必要に応じて見直すという P D C A サイクルを盛り込むものとします。

具体的には、以下のとおりです。

ア 法第 2 2 条に基づき、元郷小学校いじめ問題対策委員会（以下「元郷小いじめ問題

- 対策委員会」という。)を設置する。定期的に開催する生徒指導委員会と兼ねる。
- イ 生徒指導年間計画に「いじめ防止」に関する項目を入れる。
 - ウ 心の教育の中心として道徳を位置付け、教科書やその他の資料を活用し、児童に思いやりの心や命の大切さを育てていく。
 - エ 月1回「生活アンケート」実施による児童の実態把握を行う。
 - オ いじめの早期発見・早期対応に努め、認知したいじめについて共有するとともに市教委へ報告する。(定期報告)
 - カ 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間(11月)では、児童会を中心に「いじめゼロ」を児童の声で呼びかけ、標語やポスター等に取り組み、児童の意識を高めるとともに、「いじめゼロサミット」へ参加し、他校との交流から学ぶ機会をつくる。
 - キ 元郷小学校区民生委員・児童委員・主任児童委員など、地域との連携を深める。
 - ク 町会行事への職員の参加を通して、地域・学校応援団との協力体制を構築する。
 - ケ いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制整備の策定にあたり、自校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有化を図る。
 - コ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間計画を組織的、計画的に実行する。
 - サ 児童の様子や変化等を見抜く力を高めるため、全教職員で生徒指導に関する研修を行う。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として、元郷小いじめ問題対策委員会を設置します。

元郷小いじめ問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任(いじめ対応教員)、養護教諭、各学年生徒指導担当等により構成し、個々の事案に応じて学級担任等関係教職員を加えることができるものとします。

また、元郷小いじめ問題対策委員会は元郷小学校基本方針に基づくいじめ防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて外部人材の参加

を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫していきます。

元郷小いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が起きたときの調査の母体なるものとします。必要な場合には公平性・中立性を確保するため、川口市教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ります。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、元郷小いじめ問題対策委員会は、その調査に協力するものとします。

さらに、元郷小いじめ問題対策委員会では、本校の元郷小学校基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担います。

元郷小いじめ問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりです。

- ア 元郷小基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・警察や関係諸機関への通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) いじめ対応教員の任命

条例 12 条に基づき、校長は、当該学校におけるいじめ防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

- ア いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- イ 児童、保護者、その他市民等からいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、校長の指導の下、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- ウ いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、元郷小いじめ問題対策委員会を招集すること。
- エ いじめの事実があると疑われる場合において、担任等と連携し、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。

オ 子供関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力依頼について管理職へ提案すること。また、校長の指導の下、それらの機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たります。

ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組めます。未然防止の基本として、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、子どもたち自身が「いじめを許さない」という気持ちを持つとともに、子どもたち同士が互いに声を出し、行動に示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めます。

『川口の元気 いじめゼロサミット』からの「いじめ根絶宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげて、いじめの未然防止、いじめの根絶に取り組めます。また、『ライフスキルかわぐち』を活用して、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ること努めます。更に、川口市人権教育推進協議会発行の『人間であること』を活用し、児童の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」です。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る必要があります。また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持つて当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出して

いると思える場合があります。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する必要があります。

(イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている」という感覚を持たせる。）
 - ・ 居場所をつくる。
 - ・ 見守る。（「いつもどこかで、先生は見守ってくれている」という思いを持たせる。）
 - ・ 基準を示す。（「……してはならない」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ」という示し方をする。）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった」と思えたとき、「もっと分かりたい」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた」と感じさせる。）
- ③ 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等を通して、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 児童会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなります。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができます。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当てる必要があります。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していきます。

(エ) 学校や学級のルールを守る習慣の定着

- ・本校では、学習規律や体育授業での集団行動の確立・定着に全学年で共通して取り組んでいます。
- ・生活面において、月別重点目標を設定し、「全校→学級→個人」の流れで取り組みを進め、毎月振り返りを行っています。
- ・学校全体をきれいにすることを目的とした「無言清掃」を全校一斉に取り組んでいます。

(オ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要です。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫します。また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図っていきます。

(カ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、インターネット上のいじめに遭遇しないよう、埼玉県県民生活部青少年課『子供安全見守り講座』を活用し、いじめ防止及び情報モラルの徹底を図ります。また、「携帯電話・スマートフォンの使用について指導徹底のお願い」（川口市PTA連合会、川口市小・中学校長会及び川口市教育委員会）に掲載の共通取り決め事項の徹底について、保護者への協力を依頼していきます。

イ 早期発見

教職員は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

そのため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切です。併せて、「川口市月例いじめ調査」や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むものとします。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努めます。

- (ア) 「I's 2019」にある「いじめ発見チェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任レベルに相談する。
- (イ) 「I's 2019」にある「いじめの早期発見」を参考に、いじめの早期発見に向けた校

内体制を確立する。

※児童の問題行動については、報告・連絡・相談を迅速に行い、毎月開かれる生徒指導委員会で情報を共有し、適切な対応が徹底できるよう取り組んでいる。また学期ごとに実施する生活アンケートにおいて、いじめの早期発見に努めている。

(ウ)『生徒指導提要』(令和4年12月 文部科学省)を参考にし、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめを発見あるいはいじめの通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するものとします。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組みます。

(ア) いじめている児童への指導(「I's 2019」参照)

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援(「I's 2019」参照)

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そのため、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築く。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応(「I's 2019」参照)

はやし立てる行為などは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応(「I's 2019」参照)

いじめは、他人事でないことを理解させ、教職員をはじめ周囲の大人にいじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応(「I's 2019」参照)

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・『ライフスキルかわぐち』を活用し、自尊感情をはぐくみ、コミュニケーション能力を身に付けさせることにより、互いを認め合う人間関係の醸成を図る。

- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

(カ) 他校の児童生徒が関わるいじめに関する対応

教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童生徒が関わるいじめの事実を確認したときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解すること（法第28条）。
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申し出が児童（生徒）や保護者からあったときは、学校としていじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、川口市教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 元郷小いじめ問題対策委員会により、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の事案の必要性により、専門的知識及び経験を有する、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査であることに留意する。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った元郷小いじめ問題対策委員会は、明らかになった事実関係

をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 川口市教育委員会又は本校による調査

いじめ防止対策推進法第 28 条 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

法第 28 条 1 項 1 号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味するものです。

また、同号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手するものとします。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校として「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、速やかに川口市教育委員会へ、事態発生について報告を行います。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものです。重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行います。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施することになります。なお、学校が調査主体となる場合は、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施します。

(エ) 調査を行うための組織について

本校が、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、元郷小いじめ問題対策委員会が調査を行います。その際、必要に応じて、川口市教育委員会と連携し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（頃）から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する必要があります。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会に対

して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとします。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から聴き取りを行ったり、在籍児童や教職員から質問紙調査や聴き取り調査を行ったりする際は、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査の実施が必要です。

調査では、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めます。また、いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状況に合わせた継続的なケアを行い落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行います。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』、『早期発見』、『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携するなどして、対応に当たります。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査方法等について協議し、調査に着手します。また在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの調査方法により実施します。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要になります。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

いじめが自殺の原因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当し、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとします。

- ① 背景調査にあたり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行うこと。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む

詳しい調査の実施を提案すること。

- ④ 詳しい調査を行うにあたり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくこと。
- ⑤ 調査を行う組織については、本校生徒指導部を母体とした元郷小いじめ問題対策委員会である。また、必要に応じて、川口市教育委員会と連携し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うこと。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意すること。
- ⑧ 調査を行う場合においては、川口市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受けること。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意すること。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすること。

また、「I's 2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にすること。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意すること。

イ 調査結果の提供及び報告

- （ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

いじめ防止対策推進法第 28 条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第 28 条 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。また、適時、適切な方法で、経過報告を行います。

これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。但し、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないよう留意します。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明します。また、調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けるものとします。

（イ）調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告するものとします。

なお、上記（ア）の説明の結果を踏まえ、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付するものとします。

第 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

年度当初、元郷小いじめ問題対策委員会において、元郷小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、元郷小学校基本方針の見直しを行なうものとします。

検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じるものとします。

